

諮問番号：令和3年度諮問第1号

答申番号：令和3年度答申第6号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却すべきである、との審査庁の意見は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和2年10月1日、処分庁に対し、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づき、同項に規定する医師である  内科の 医師（以下「本件医師」という。）の作成に係る身体障害者診断書・意見書（呼吸器機能障害用）（以下「本件診断書」という。）を添えた身体障害者手帳交付申請書により、身体障害者手帳の交付を申請した（以下「本件申請」という。）。
- 2 処分庁は、令和2年10月27日、神戸市市民福祉調査委員会身体障害者福祉専門分科会審査部会（以下「審査部会」という。）に対し意見を求めたところ、審査部会は、審査請求人の障害等級を4級とする旨の答申をした。
- 3 処分庁は、令和2年11月2日、上記2の審査部会の答申を踏まえ、障害名を呼吸器機能障害と、身体障害等級表による等級を4級と、交付日を同年10月9日とする身体障害者手帳（以下「本件手帳」という。）を交付する決定をし、同年11月12日、審査請求人に本件手帳を交付した（以下「本件処分」という。）。

- 4 審査請求人は、令和2年11月17日、本件処分を取消し、3級の認定に変更する、との裁決を求めて審査請求をした。

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

本件処分は次のとおり違法である。

本件処分は4級の認定であるが本件医師が、現在の状態では仕事も出来ない状況であり、生活も大変なので3級に格上げしてもらいなさいとの事であった。その為、検討をお願いします。

#### 2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 第4 審理員意見書の要旨

#### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

#### 2 審理員意見書の理由

- (1) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号。以下「規則」という。）は、身体障害者手帳には障害の級別を記載すること（第5条第1項第2号）、その障害の級別は、別表第5号のとおりとすること（同条第3項）を規定している。

同表では、呼吸器機能障害の級別について、3級は、「呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」、4級は、「呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」と定めている。

呼吸器の機能障害によって著しく制限されるものが「家庭内での日常生活活動」か「社会での日常生活活動」かを、その文言の解釈のみ

から一義的に導くことは不可能であり、その区分を公平に実施するには呼吸機能検査結果等の基準を定めて区分することが合理的である。厚生労働省は、この区分の基準について、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言を行っており、それを基に神戸市は診断指針を定めていることから、審査請求人の障害の級別は診断指針を当てはめて判断することが相当である。

- (2) 診断指針では、予測肺活量1秒率を「指数」と呼称し、3級に該当する障害は、「指数が20を超え30以下のもの若しくは動脈血ガスO<sub>2</sub>分圧が50Torrを超え60Torr以下のもの又はこれに準ずるもの」、4級に該当する障害は、「指数が30を超え40以下のもの若しくは動脈血ガスO<sub>2</sub>分圧が60Torrを超え70Torr以下のもの又はこれに準ずるもの」と定めている。本件診断書によると、審査請求人の指数は30.8%、動脈血ガスO<sub>2</sub>分圧は74.4Torrであることから、指数は4級相当となり、動脈血ガスは4級の基準を満たしていないことになる。

また、診断指針における上記の基準では「これに準ずるもの」も分類の基準となることが定められており、診断指針では、それに該当するものとして、活動能力の程度のカテゴリを障害等級の認定上の参考に用いるとしており、またその分類はいわゆる修正MRCのカテゴリに準拠するとしている。審査請求人の活動能力の程度は、本件診断書では「エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる。」に該当するとされており、これは診断指針では3級に相当することになる。

- (3) したがって、審査請求人は、指数では4級相当となるが、動脈血ガスO<sub>2</sub>分圧は4級の基準を満たしておらず、活動能力の程度は3級相当となる。

このような場合の級別の認定について、診断指針では、「基本的には指数又は動脈血ガスO<sub>2</sub>分圧のいずれか低位の数値をもって認定することとなる」とされているし、活動能力の程度のカテゴリは、呼吸機能障

害以外の要因が影響している場合もあり、必ずしも呼吸機能障害に由来する活動能力の低下を一義的に表現し得るものではないともされている。

障害等級の認定は公平に行わなければならない、そのためにはできるだけ客観的な基準を用いることが相当であるし、活動能力の程度は、呼吸器機能以外の要因が影響している可能性もあり呼吸器機能障害の程度を示すものとしての客観性が高いとはいえないことから、審査請求人については、指数又は動脈血ガス $O_2$ 分圧のうちの低位の数値である指数に基づいて4級とした本件処分は相当である。

- (4) 本件通知において、申請者の障害が法別表に掲げるものに該当するか不明なときは、地方社会福祉審議会（神戸市の場合は審査部会）に諮問するものとされており、処分庁は、審査請求人の申請について、審査部会に諮問して4級の答申を受けている。このような手続を経ていること、審査部会の答申内容からしても、処分庁が4級と認定したことは相当である。

## 第5 調査審議の経過

令和3年4月26日 第1回審議

令和3年5月31日 第2回審議

令和3年6月25日 第3回審議

令和3年7月29日 第4回審議

## 第6 審査会の判断

### 1 処分庁が準拠した各規定とその合理性

#### (1) 処分庁が準拠した各規定

ア 法第15条第4項は、処分庁が、法第15条第1項の申請に基づき審査し、「その障害が別表に掲げるものに該当すると認めるときは、申請者に身体障害者手帳を交付しなければならない。」と規定して

いる。そして、法別表第5号においては、「心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害その他政令で定める障害で、永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」と規定している。

イ 厚生労働省は、法を施行するため、及び法第15条の規定に基づき、規則を定めているが、規則第5条第1項は、身体障害者手帳には、「障害名及び障害の級別」（同項第2号）を記載するものとし、同条第3項は、同条第1項の「障害の級別は、別表第5号のとおりとする。」と規定する。そして、別表第5号では、「呼吸器機能障害」の箇所において、3級については「呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの」、4級については「呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの」と規定している。

ウ もっとも、上記法及び規則の定めが抽象的であることから、これらを具体化するため、厚生労働省からの技術的助言を基に神戸市で診断指針を定めている。

## (2) 診断指針の合理性

診断指針は、神戸市が、法の目的及び理念に則り、専門的知識と長年にわたる実務経験に基づいて発出された、厚生労働省の技術的助言に基づき作成したものであり、その内容において、特段不合理・不適切な点は見当たらない。

よって、本件処分の違法性又は不当性について判断するに当たっては、診断指針に従って判断することが相当である。

## 2 本件処分の適法性

### (1) 診断書の合理性

審査請求人の身体障害の状態について記載する客観的資料としては、本件診断書があり、本件診断書の記載内容自体については審査請求人も争う姿勢を示しておらず、また、本件診断書に反するような証拠も

提出されていないため、本件診断書を基に診断指針に照らして判断することが相当である。

(2) 審査請求人の障害の状態の評価

ア 本件診断書によると、審査請求人の予測肺活量1秒率（以下「指数」という。）は30.8パーセントであることから、診断指針によると、等級表の4級に該当する。また、審査請求人の動脈血ガス $O_2$ 分圧は74.4Torrであることから、診断指針によると、等級表の4級の基準を満たしていないことになる。

イ 本件診断書によると、審査請求人の活動能力は、「エ 平坦な道を約100m、あるいは数分歩くと息切れのために立ち止まる」となっており、診断指針によると、等級表の3級に該当することになる。

ウ ア及びイより、指数による検査数値においては級別の4級に該当し、動脈血ガス $O_2$ 分圧による検査数値においては級別のいずれの級にも該当しないこととなり、活動能力においては級別の3級が該当することとなる。

この点、診断指針では、指数と動脈血ガス $O_2$ 分圧の数値に差がある場合には、「基本的には指数又は動脈血ガス $O_2$ 分圧のいずれか低位の数値をもって認定することとなる」とされている。

また、呼吸器機能障害について、活動能力の程度の分類は、呼吸機能障害以外の要因が影響している場合もあり、必ずしも呼吸機能障害に由来する活動能力の低下を一義的に表現し得るものではないとされているため、診断指針では、「等級判定上、活動能力の程度が重要であることは言うまでもないが、認定の客観性の確保のためには、各種の検査数値についても同様の重要性がある」こととなっている。

これは、呼吸器機能障害の級別の認定において、指数及び動脈ガス分析値という検査数値を同様に重視することが、その客観性及び公平性を確保する観点から合理的であるためである。

エ、アからウまでによれば、処分庁が、本件処分において、審査請求人の障害の級別を4級に該当すると判断したことは、相当であったというべきである。

3 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

4 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治